（表）

写 真	野田市養育者支援手当 受給資格調査員証 第　　号 職　　名 氏　　名 生年月日 野田市養育者支援手当条例第9条に定める当該職員であることを証する。

年　　月　　日交付

野田市長　　㊞

（裏）

野田市養育者支援手当条例（抄）

（支給の制限）

第7条　手当は、手当の支給要件に該当する者として第5条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2　受給資格者に対する手当は、その受給資格者の配偶者の前年の所得又はその受給資格者の民法（昭和29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

（第3項から第5項まで省略）

（調査）

第9条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出することを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2　前項の規定による質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前項の関係人に提示しなければならない。

（手当の支給の停止）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、手当の支払を一時差し止め、又はその額の全部又は一部を支給しないことができる。

(1)　受給資格者が正当な理由がなくて、第8条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないとき。

(2)　受給資格者が正当な理由がなくて、前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3)　受給資格者が、児童の監護を著しく怠っているとき。

（手当の返還）

第11条　偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。（第2項省略）

注意

1　この調査員証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。

3　この調査員証は、有効期限が経過し、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。